

国立大学法人東京医科歯科大学建築委員会規則

平成16年4月1日
規則第82号

(設置)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学に建築委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する役職員 1名
- (2) 各大学院研究科長
- (3) 各学部長
- (4) 教養部長
- (5) 各附置研究所長
- (6) 各附属病院長
- (7) 事務局長
- (8) その他学長が必要と認める者

2 前項第8号の委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期等)

第3条 前条第1項第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

3 第1項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 本学における建築及び整備計画等に関すること。
- (2) 本学建築物等の配分調整に関すること。
- (3) 施設の有効活用に関すること。
- (4) その他必要な事項

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(開催時期)

第6条 委員会は、原則として年4回開催するものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時に建築委員会を開催することができる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、専門的事項について、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。

(専門部会)

第9条 委員会に、専門的事項を調査及び企画立案するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、施設部施設企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月25日規則第17号)

1 この規則は、平成17年4月25日から施行する。

2 この規則の施行日から平成19年5月31日までの間において改正後の第2条第1項第15号の委員となった者の任期は、改正後の第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

附 則(平成20年6月19日規則第26号)

1 この規則は、平成20年6月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 この規則の施行の際現に委員として選出されている者は、なお従前の例による。

附 則(平成21年4月1日規則第21号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日規則第30号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第46号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月17日規則第43号)

この規則は、平成26年5月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年10月22日規則第204号)

この規則は、平成27年11月1日から施行する。

附 則(平成29年6月21日規則第89号)

この規則は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年7月19日規則第59号）

この規則は、平成30年7月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。